

# ふらっと

とっとり人権情報誌

第20号

平成25年11月発行



鳥取県議会で「鳥取県手話言語条例」が可決・成立（平成25年10月8日）

## 特集1 手話言語条例

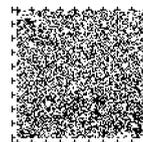
## 特集2 いじめ対策

手話を心の架け橋に（鳥取県手話言語条例が成立）	P 2
条例で手話の普及と法制化を	P 4
第14回全国障がい者芸術・文化祭を開催	P 5
いじめをなくすために	P 6
自ら考え行動する人に（米子市立住吉小学校での取り組み）	P 8
いじめの相談窓口	P 9
異国での無事を願って（北朝鮮による拉致被害者・矢倉さん）	P10
そのままを受け止める社会に（鳥取敬愛高校・荻原さん）	P11
人権トピックス	P12

本号の特集「手話言語条例」ではその意義について考えるとともに、「いじめ対策」ではいじめへの対応などについてお知らせします。

### ※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



# 手話を心の架け橋に



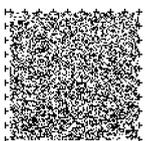
手話言語条例の成立を喜びあう、ろう者の代表と平井知事（県議会閉会后、議会傍聴席にて）

平成 25 年 10 月 8 日に鳥取県議会で鳥取県手話言語条例が全会一致で可決・成立し、11 日より公布・施行されました。手話を言語と位置づけて、普及などを図る全国初の条例です。条例と併せて成立した約 2,200 万円の補正予算を活用し、鳥取県では手話の普及などに取り組みます。

## ❖ 手話言語条例の意義

鳥取県では、障がい者への理解と共生を掲げるあいサポート運動\*を進めています。条例ではろう者が情報を入手したり意思疎通しやすくなるよう、手話を普及させることを県や市町村の責務とし、県民の役割としています。

また、ろう者は独自の言語として手話を受け継いでおり、手話がろう者とろう者以外の者の架け橋となり、ろう者の人権が尊重され、互いに理解し共生する社会を築くことを制定の理由として掲げています。



## あいサポート運動とは



県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動で、2009 年（平成 21 年）11 月に鳥取県から始まりました。

この運動を実践する人が「あいサポーター」で、今年の 8 月末現在、鳥取県・島根県・広島県で 13 万を超える人があいサポーターとなっています。

また、2013 年（平成 25 年）7 月には、長野県と、8 月には奈良県と「あいサポート運動の共同推進に関する協定」を締結し、5 県で共同して、「あいサポート運動」を推進しています。